

◆体育館の新料金表

施設名	設備の名称	営利区分	使用料 (1回1時間につき)
押切川公園体育館	メインアリーナ	非営利	3,270円
		営利	15,820円
	サブアリーナ	非営利	1,130円
		営利	4,660円
	ステージ	非営利	260円
		営利	800円
	会議室	非営利	260円
		営利	800円
	視聴覚室	非営利	260円
		営利	800円
	軽運動室	非営利	260円
		営利	800円
	ランニング走路	非営利	60円
		営利	780円
	メインアリーナ 暖房設備	非営利	1,700円
		営利	6,380円
サブアリーナ 暖房設備	非営利	930円	
	営利	1,860円	
シャワー室	非営利	510円	
	営利	1,020円	
勤労青少年体育センター	アリーナ		400円
	ステージ		30円
熱塩加納体育館	アリーナ		630円
	ステージ		60円
	ミーティングルーム		80円
塩川体育館	アリーナ		630円
	ステージ		60円
	ミーティングルーム		80円
堂島屋内運動場			130円
山都体育館	アリーナ		630円
	ステージ		60円
	ミーティングルーム		80円
高郷体育館	アリーナ		630円
	ステージ		60円
	ミーティングルーム		80円
	冷暖房設備		2,400円
西羽賀体育館	アリーナ		400円
	ステージ		30円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 アリーナ(メイン及びサブを含む)又は堂島屋内運動場の2分の1若しくは3分の1の利用に係る使用料の額は、1回1時間につき、この表に基づいて算出した額の2分の1又は3分の1に相当する額とする。
- 3 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

◆運動広場の新料金表

施設名	設備の名称	営利区分	使用料	
押切川公園スポーツ広場	スポーツ広場	非営利	1回1時間につき	1,200円
		営利	1回1時間につき	2,400円
	ランニング走路	非営利	1人1時間につき	50円
		営利	1人1時間につき	100円
	夜間照明設備	非営利	1回1時間につき	2,500円
		営利	1回1時間につき	10,360円

備考

- 1 スポーツ広場の2分の1の利用に係る使用料の額は、1回1時間につき、この表に基づいて算出した額の2分の1に相当する額とする
- 2 夜間照明設備の2分の1の利用に係る使用料の額は、1回1時間につき、この表に基づいて算出した額の2分の1に相当する額とする。

施設名	設備の名称	使用料	
熱塩加納運動場	多目的広場		無料
	夜間照明設備	1回1時間につき	5,250円
堂島運動場			無料
高郷運動広場	広場		無料
	夜間照明設備	1回1時間につき	3,930円

備考 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

◆テニスコートの新料金表

施設名	設備の名称	使用料	
熱塩加納運動場テニスコート		1面1時間につき	170円
山都テニス・バレーコート		1面1時間につき	170円
高郷運動広場テニスコート		1面1時間につき	170円
	夜間照明設備	1回1時間につき	310円

備考 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

◆野球場の新料金表

施設名	設備の名称	営利区分	使用料 (1回1時間につき)
押切川公園野球場	野球場	非営利	1,310円
		営利	3,720円
	夜間照明設備	非営利	5,250円
		営利	16,000円
	シャワー室	非営利	150円
		営利	300円
ひばりが丘球場			370円
熱塩加納野球場			320円

備考 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

◆武道館の新料金表

設備の名称	使用料	
柔道場	1回1時間につき	70円
剣道場	1回1時間につき	40円
弓道場	射場1時間につき	60円
	1射位(1人分の射場)1時間につき	10円

備考 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

◆市民プールの新料金表

利用者の区分	使用料	
一般	1回2時間につき	150円
中学校の生徒、小学校の児童又は小学校就学の始期に達するまでの者	1回2時間につき	50円
50メートルプール1レーンを占有する場合	1回1時間につき	230円

備考

- この表において「一般」とは、中学校の生徒、小学校の児童及び小学校就学の始期に達するまでの者以外の者をいう。
- 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

◆県営荻野漕艇場の新料金表

【艇の使用料】

設備の名称	利用者の区分	使用料（1艇1時間につき）			
		漕手 1人の艇	漕手 2人の艇	漕手 4人の艇	漕手 8人の艇
艇の使用	一般	120円	190円	250円	680円
	高等学校又は 中学校の生徒	60円	90円	120円	320円
	小学校の児童			120円	

備考

- この表において「一般」とは、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びに小学校就学の始期に達するまでの者以外の者をいう。
- 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 一般及び一般以外の者が1艇を同時に利用する場合の使用料は、一般以外の使用料とする。

【設備の使用料】

設備の名称	利用者の区分	使用料
トレーニング室	一般	1人1時間につき 220円
	高等学校若しくは中学校の 生徒又は小学校の児童	1人1時間につき 80円
シャワー室		1人1回につき 120円

備考

- この表において「一般」とは、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童以外の者をいう。
- 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 小学校就学の始期に達するまでの者からは、使用料を徴収しない。